

令和6年佐久市議会第1回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
1	佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	4
2	佐久市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定について	望 月 支 所 長	5
3	佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企 画 部 長	6
4	佐久市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	7
5	佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	8
6	佐久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	9
7	佐久市特別養護老人ホーム複合型施設条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	10
8	佐久市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	11
9	佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	12 13
10	佐久市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 部 長	14
11	佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	浅 間 病 院 事 務 長	15
12	佐久市立国保浅間総合病院料金条例の一部を改正する条例の制定について	浅 間 病 院 事 務 長	16
13	モンゴル国ウランバートル市スフバートル区との姉妹都市の提携について	企 画 部 長	17
14	令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事請負契約について	福 祉 部 長	18 22

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
15	令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（管）工事請負契約について	福 祉 部 長	23 ） 24
16	市道の路線認定について	建 設 部 長	25 ） 27
17	市道の路線廃止について	建 設 部 長	28 ） 29
18	令和5年度野沢地区都市構造再編集中支援事業多目的広場交流施設新築（本体）工事請負契約について	建 設 部 長	30 ） 34
19	訴えの提起について	建 設 部 長	35
20	医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて	浅 間 病 院 長 事 務 長	36
21	令和5年度佐久市一般会計補正予算（第12号）について	総 務 部 長	別冊1
22	令和5年度佐久市一般会計補正予算（第13号）について	総 務 部 長	別冊2
23	令和5年度佐久市工業用地取得造成事業特別会計予算について	経 済 部 長	別冊2
24	令和5年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	市民健康部長	別冊2
25	令和5年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	福 祉 部 長	別冊2
26	令和5年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第2号）について	福 祉 部 長	別冊2
27	令和5年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	市民健康部長	別冊2
28	令和5年度佐久市奨学資金特別会計補正予算（第1号）について	学校教育部長	別冊2
29	令和5年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について	環 境 部 長	別冊2

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
30	令和5年度佐久市茂田井財産区特別会計補正予算 (第1号) について	望月支所長	別冊2
31	令和5年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計 補正予算(第3号) について	浅間病院長 事務長	別冊2
32	令和5年度佐久市下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について	環境部長	別冊2
33	令和6年度佐久市一般会計予算について	総務部長	別冊3
34	令和6年度佐久市国民健康保険特別会計予算につ いて	市民健康部長	別冊3
35	令和6年度佐久市介護保険特別会計予算について	福祉部長	別冊3
36	令和6年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会 計予算について	福祉部長	別冊3
37	令和6年度佐久市後期高齢者医療特別会計予算につ いて	市民健康部長	別冊3
38	令和6年度佐久市奨学資金特別会計予算について	学校教育部長	別冊3
39	令和6年度佐久市環境エネルギー事業特別会計予 算について	環境部長	別冊3
40	令和6年度佐久市茂田井財産区特別会計予算につ いて	望月支所長	別冊3
41	令和6年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計 予算について	浅間病院長 事務長	別冊3
42	令和6年度佐久市下水道事業特別会計予算につい て	環境部長	別冊3

条 例 案	12 件
事 件 案	8 件
予 算 案	22 件
計	42 件

第1号

佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基礎となる補償基礎額の引上げを行おうとするものであります。

第 2 号

佐久市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定
について

これは、水道法の改正に伴い、事務権限の一部が厚生労働省から国土交通省へ移管されるため、条例中で引用している省令名について改正を行おうとするものであります。

第3号

佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、新たに法律に規定される特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を設けるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第4号

佐久市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

これは、戸籍法の改正に伴い、戸籍電子証明書等の交付事務について手数料を定めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第5号

佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、福祉医療費給付金の支給に当たり、現状ひとり親家庭の親が後期高齢者医療被保険者に該当している場合、対象から除外される状況にあることから、長野県福祉医療費給付事業補助金交付要綱の改正と合わせ、他の区分との整合を図るほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第6号

佐久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第7号

佐久市特別養護老人ホーム複合型施設条例の一部を改正する条例
の制定について

これは、佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみついに於ける短期入所生活介護事業の定員を減少し、長期入所の定員を増加するとともに、通所介護事業の定員を減少し、地域密着型通所介護事業として実施するため、必要な事項を改めようとするものであります。

第 8 号

佐久市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、市の第 9 期介護保険事業計画に基づき、今後の介護給付費の増加を見据え、第 1 号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第 1 号被保険者に係る保険料について、所要の改正を行おうとするものであります。

第9号

佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、介護サービスに係る基準を定める4つの条例について、これらの条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める厚生労働省令の改正に伴い、改正後の厚生労働省令の定める基準に沿って、所要の規定の整備をしようとするものであります。

第 9 号

佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

厚生労働省令の改正に伴う（一部改正）条例一覧

	例 規 名
1	佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
2	佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例
3	佐久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例
4	佐久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

第10号

佐久市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第 1 1 号

佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

これは、病院事業に病院の経営企画を担う補助組織を新たに設置するとともに、佐久市立国保浅間総合病院の介護療養病床を廃止することによる病床数の変更及び大腸・肛門外科を新たに診療科目に加えるものであります。

第 1 2 号

佐久市立国保浅間総合病院料金条例の一部を改正する条例の制定
について

これは、佐久市立国保浅間総合病院の各病室に設置する床頭台に附属のテレビ及び冷蔵庫の利用料金を設定するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第13号

モンゴル国ウランバートル市スフバートル区との姉妹都市の提携 について

これは、相互の公式訪問や子ども交流等の交流を通じて友好を深めてきた本市の友好都市であるモンゴル国ウランバートル市スフバートル区との友好協力関係を一層強化するとともに、教育、文化、経済その他の幅広い分野におけるスフバートル区民及び佐久市民の相互の親善交流を促進し、更なる発展を目指すため、姉妹都市の提携をしようとするものであります。

第14号

令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事 請負契約について

これは、野沢児童館・子育て支援拠点施設の建築に当たり、電気工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

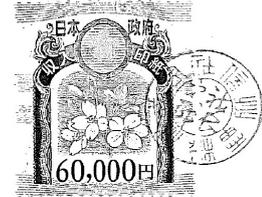
この電気工事につきましては、本年1月11日の6業者による事後審査型一般競争入札の結果、2億900万円で佐久市望月133番地の信州電機株式会社（代表取締役 黒柳 文彦 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、都市構造再編集中支援事業として、令和7年度にわたる債務負担行為により実施するものであります。

様式第 15 号 (第 21 条関係)



5 字削除



建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和 5 年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築 (電気) 工事
- 2 工事場所 佐久市取出町 4 5 5-1 ほか
- 3 工期 令和 6 年 月 佐久市議会議決の日から
令和 7 年 6 月 30 日まで
- 4 請負代金額 209,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 19,000,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。
〔 () の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕
- 5 契約保証金 20,900,000 円
- 6 ~~調停人~~
- 7 ~~発生土の搬出先等~~ 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり
- 8 ~~解体工事に要する費用等~~ 別紙のとおり
- 9 ~~住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決 (佐久市長の専決処分を含む。) があつたときは、この契約書を地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 1 月 22 日

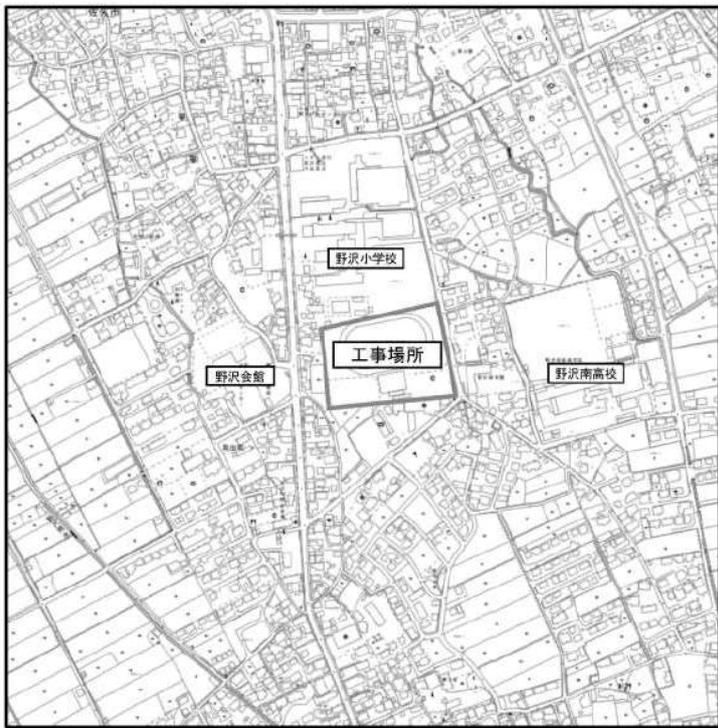
発注者 住所 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐久市
氏名 佐久市長 柳 田 清



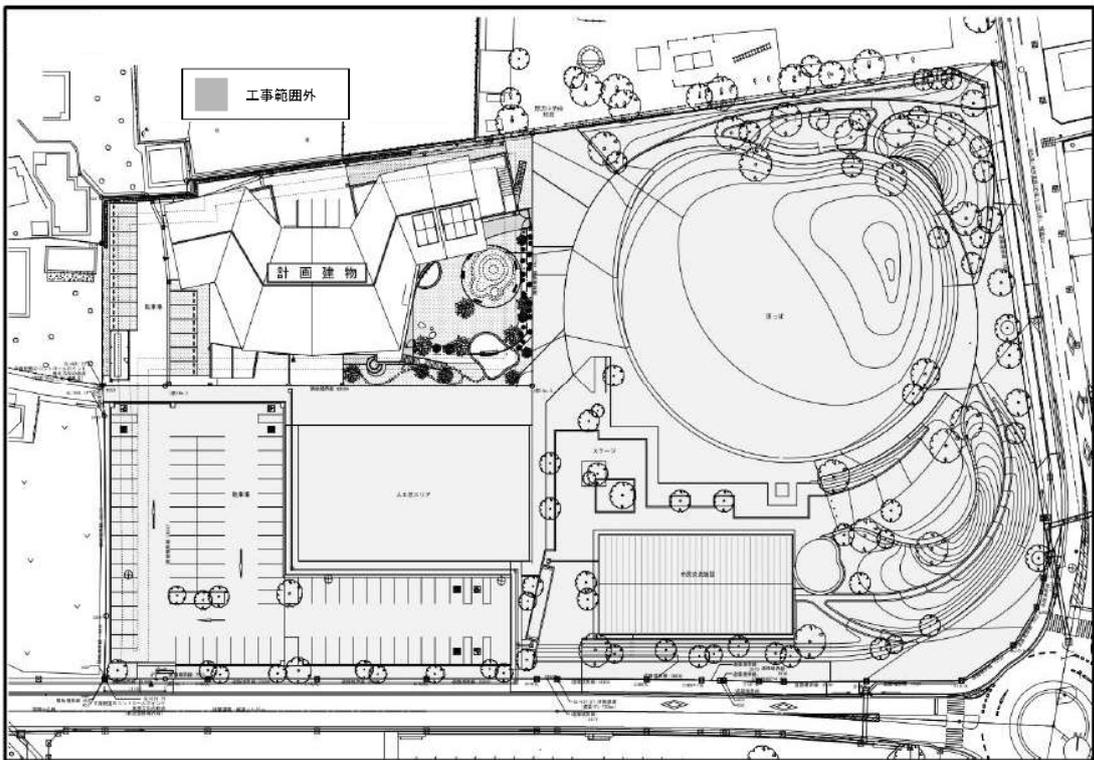
受注者 住所 長野県佐久市堀川 1 3 3 番地
信州電機株式会社
氏名 代表取締役 柳 文 彦



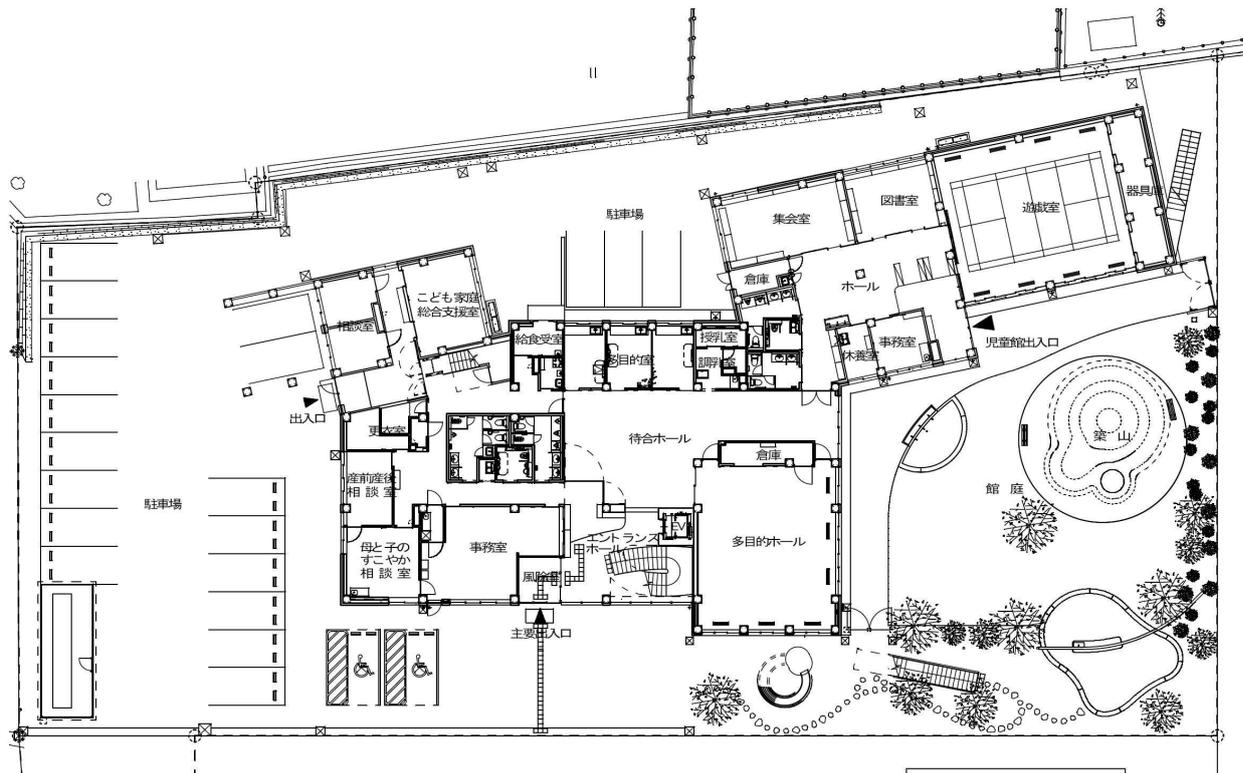
野沢児童館・子育て支援拠点施設建築工事 計画図



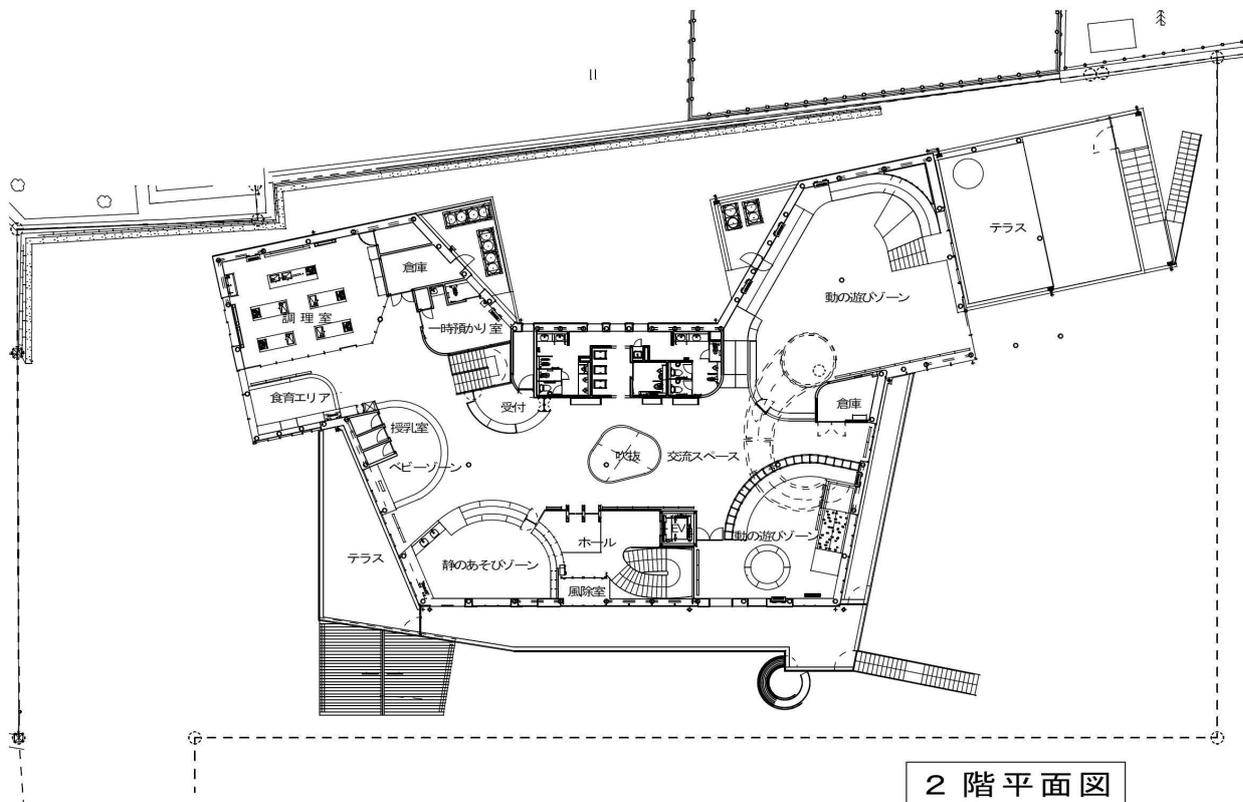
案内図



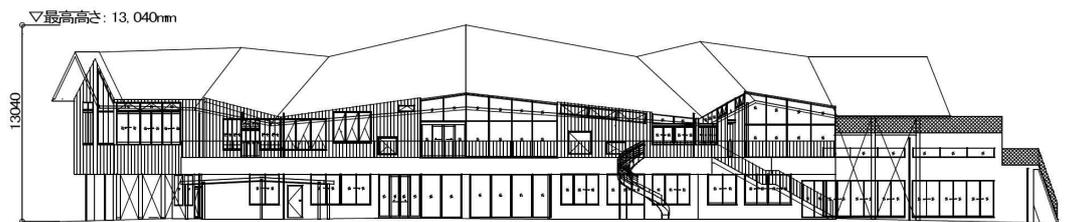
全体配置図



1 階平面図



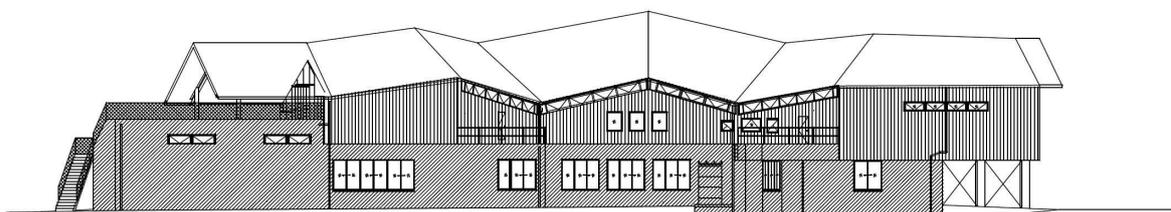
2 階平面図



南立面图



東立面图



北立面图



西立面图

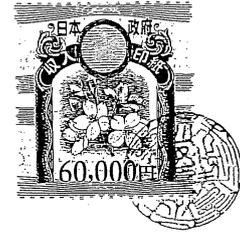
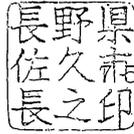
第15号

令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（管）工事 請負契約について

これは、野沢児童館・子育て支援拠点施設の建築に当たり、管工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

この管工事につきましては、本年1月11日の2業者による事後審査型一般競争入札の結果、1億5,840万円で佐久市瀬戸553番地1の株式会社不動（代表取締役 志摩 一雄 氏）に決定いたしました。

なお、本工事の概要につきましては、議案第14号の議案説明において申し上げたとおりであります。



建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和5年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築(管)工事
- 2 工事場所 佐久市取出町455-1ほか
- 3 工期 令和6年 月佐久市議会議決の日から
令和7年 6月 30日まで
- 4 請負代金額 158,400,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,400,000 円
〔取引に係る消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
〔()の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕
- 5 契約保証金 15,840,000 円
- 6 ~~調停~~
- 7 ~~発生土の搬出先等建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり~~
- 8 ~~解体工事に要する費用等別紙のとおり~~
- 9 ~~住宅建設瑕疵担保責任保険別紙のとおり~~



上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決(佐久市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書を地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

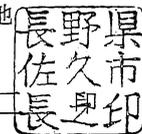
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年1月22日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

氏名 佐久市長 柳田清



受注者 住所 長野県佐久市瀬戸553番地1

株式会社 不動

氏名 代表取締役 志摩一



第16号

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- | | |
|-------------|------|
| ○ 市道1-264号線 | 位置図1 |
| ○ 市道1-265号線 | 位置図1 |
| ○ 市道1-266号線 | 位置図1 |
| ○ 市道1-267号線 | 位置図2 |
| ○ 市道1-268号線 | 位置図2 |

これら路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

位置図2

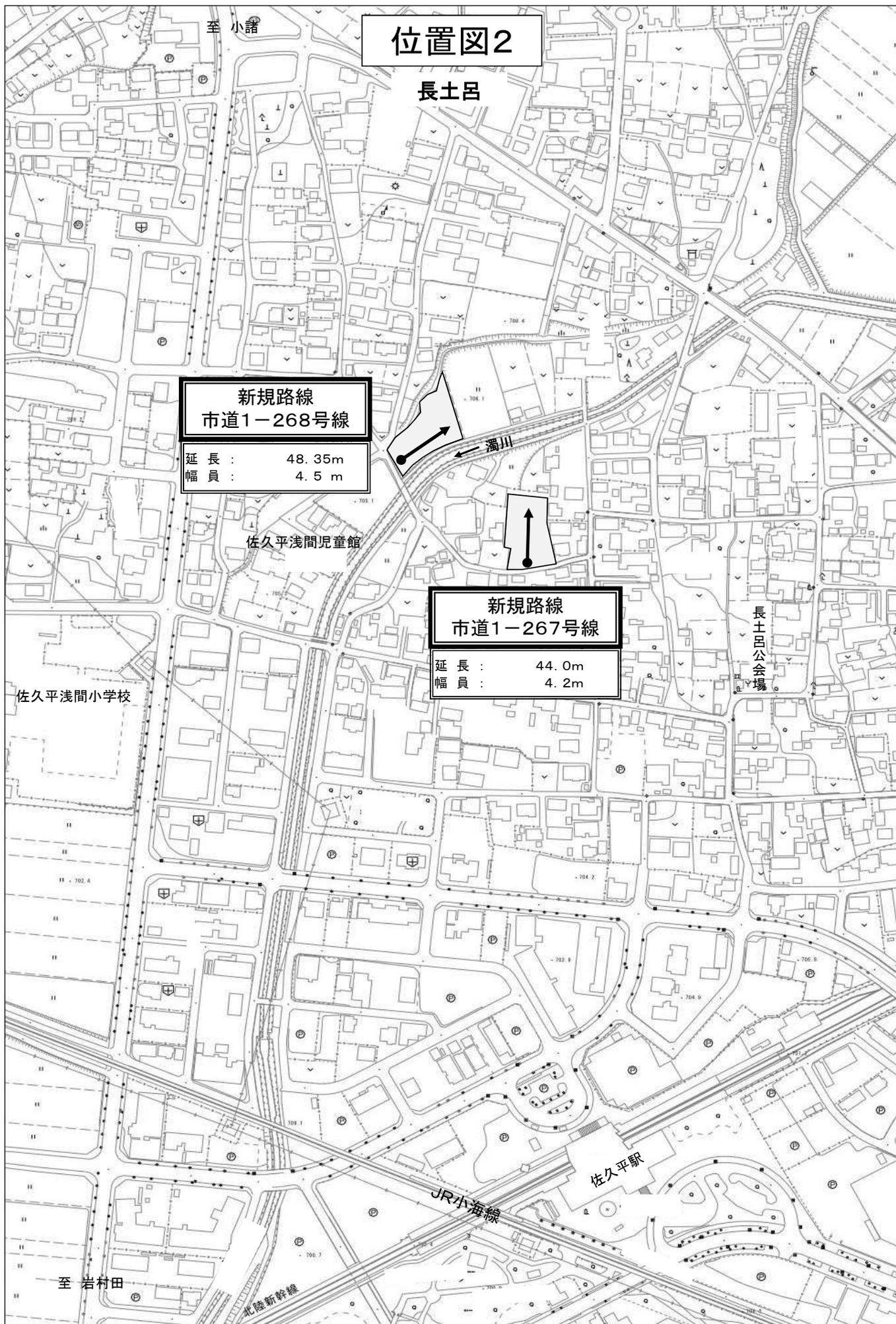
長土呂

新規路線
市道1-268号線

延長： 48.35m
幅員： 4.5 m

新規路線
市道1-267号線

延長： 44.0m
幅員： 4.2m



第17号

市道の路線廃止について

これは、市道を路線廃止しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道48-65号線 位置図1

この路線は、市道としての機能が喪失されているため、市道路線を廃止しようとするものであります。

位置図1

湯原

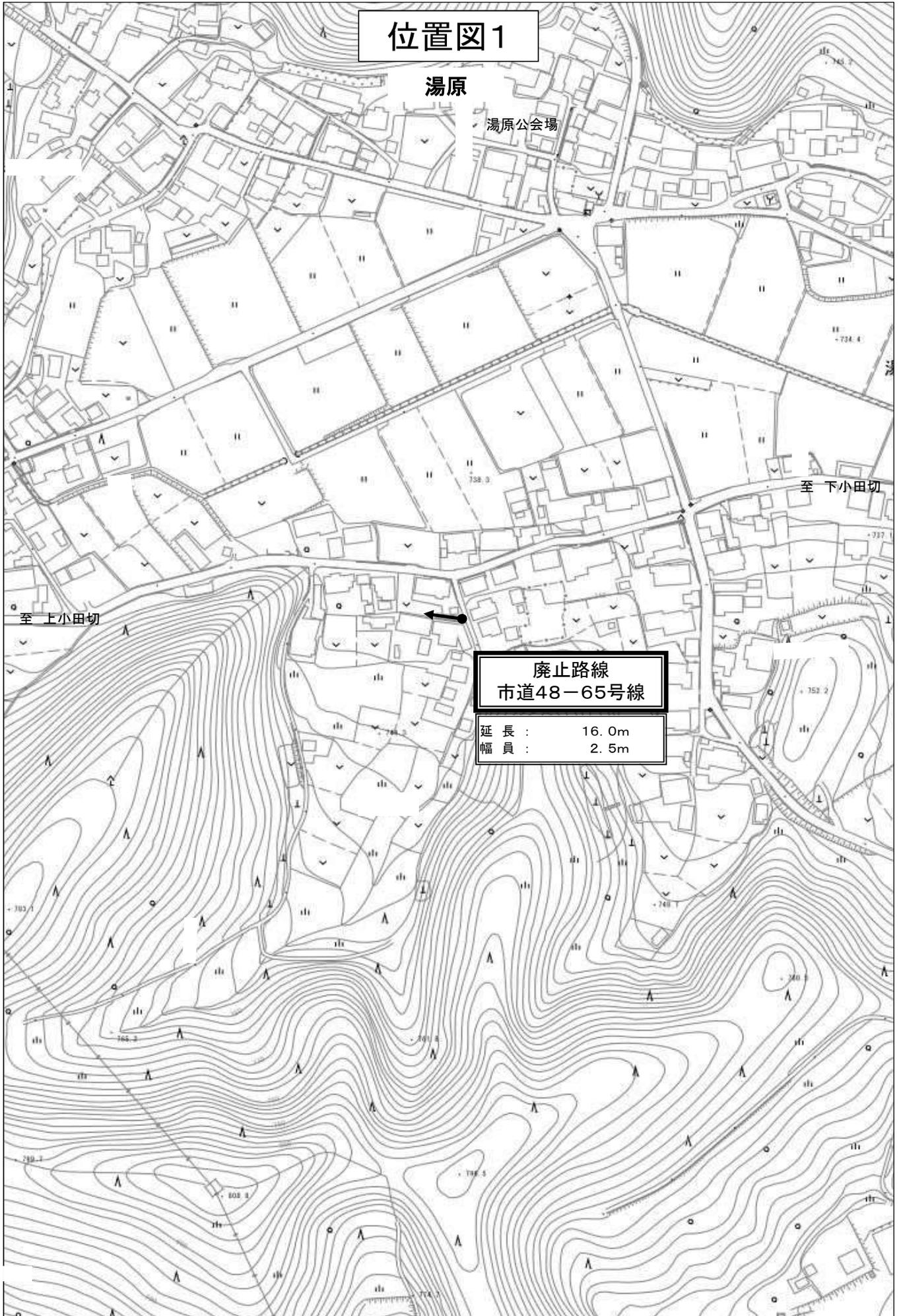
湯原公会場

至 下小田切

至 上小田切

廃止路線
市道48-65号線

延長 : 16.0m
幅員 : 2.5m



第18号

令和5年度野沢地区都市構造再編集中支援事業多目的広場交流施設 新築（本体）工事請負契約について

これは、隣接する佐久市生涯学習センター及び野沢小学校などとの関連性を高め、子育て世代が安心して集える交流拠点をコンセプトに県民佐久運動広場跡地へ整備中の多目的広場に、交流施設を建築するに当たり、本体工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

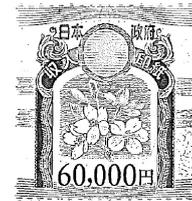
本工事は、木造平家建て・鋼板葺き・延べ面積447平方メートルの交流施設を整備するものであります。

この工事につきましては、本年1月18日の4業者による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、2億240万円で佐久市臼田80番地の株式会社堀内組（代表取締役 堀内 文雄 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、都市構造再編集中支援事業として、令和6年度にわたる債務負担行為により実施するものであります。



字削除



建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和 5 年度 野沢地区都市構造再編集集中支援事業 多目的広場
交流施設新築 (本体) 工事
- 2 工事場所 佐久市 取出町 野沢道地区
- 3 工期 令和 6 年 月 佐久市議会議決の日から
令和 7 年 2 月 28 日まで
- 4 請負代金額 202,400,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,400,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 73 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。
 (() の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。
- 5 契約保証金 20,240,000 円
- ~~6 調停人~~
- ~~7 発生土の搬出先等~~ 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり
- 8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- ~~9 住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決 (佐久市長の専決処分を含む。) があったときは、この契約書を地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

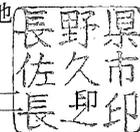
本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 1 月 26 日

発注者 住 所 長野県佐久市中込 3056 番地

佐 久 市

氏 名 佐久市長 柳 田 清



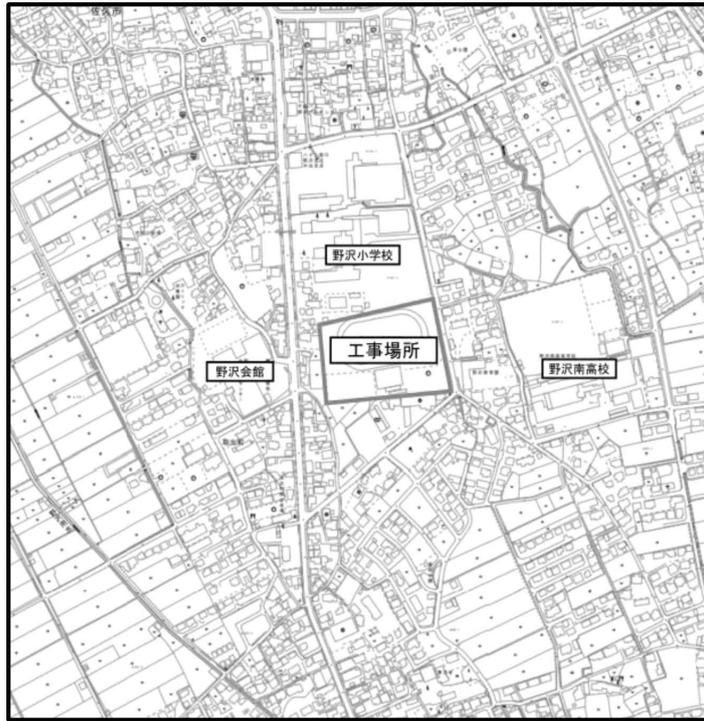
受注者 住 所 長野県佐久市白田 80

株式会社 堀 内 組

氏 名 代表取締役 堀 内 文 雄



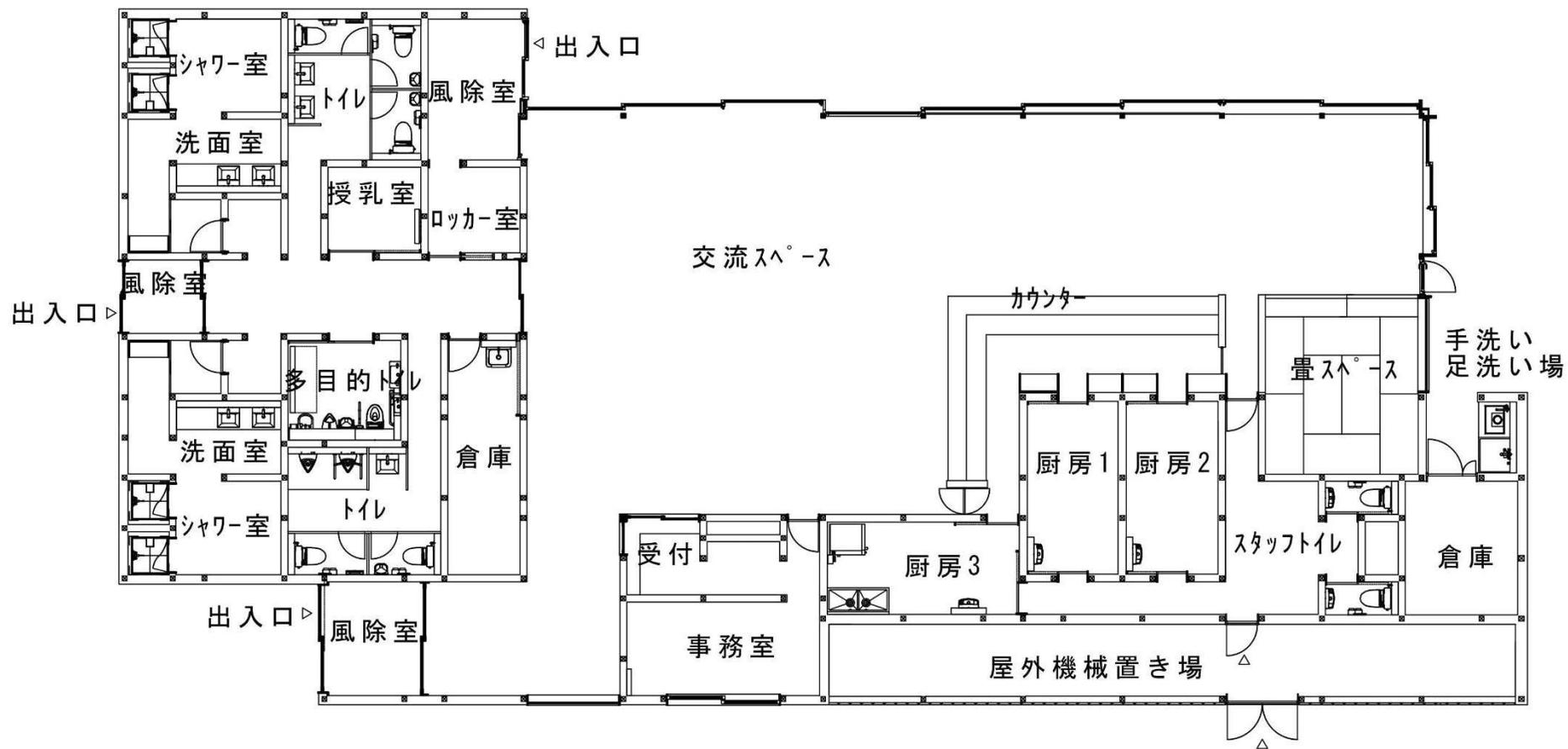
多目的広場交流施設新築(本体)工事 計画図



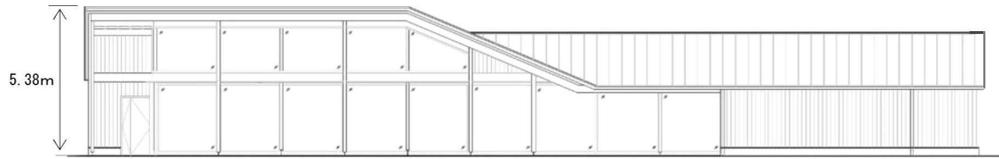
案内図



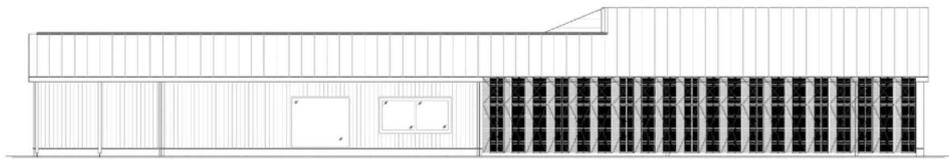
全体配置図



1 階平面図



北立面图



南立面图



東立面图



西立面图

第19号

訴えの提起について

これは、長期にわたり市営住宅家賃を滞納している市内居住者1名について、督促状の送付、訪問、来庁要請等の様々な方策を講じる中、徴収が困難な状況が継続し、納入又は対応のない状況であるため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第20号

医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて

これは、令和元年9月、佐久市立国保浅間総合病院において智歯抜歯術時の抜歯及び右側舌下面損傷により、東京都在住の患者が舌神経麻痺、右側舌尖部末梢性神経障害性疼痛及び軽度右側オトガイ神経麻痺を発症し、その後、他の医療機関において、本件によって被った神経麻痺等を治療するため、診察等を受けることとなった医療事故につき、相手方と合意に達したので、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、損害賠償の額は、3,200,000円とし、佐久市が相手方に当該額を支払うことにより、和解するものであります。